

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成三十年八月二十一日に県営土地改良事業熊谷中央地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成三十年八月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司